



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 電話番号 03-6302-1919 FAX 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

立憲民主党党首らは伊勢神宮等への公的参拝をしないでください

立憲民主党代表

枝野幸男様

立憲民主党の枝野幸男代表、蓮舫副代表、福山哲郎幹事長らが、地元三重県の代表と共に二年連続して伊勢神宮参拝をしました。この行為は政党を代表する公的な立場での参拝と言わざるを得ず、日本国憲法第 20 条 3 項の政教分離原則に反します。私たち日本キリスト教協議会 (NCC) 靖国神社問題委員会は、政党代表らの公的な参拝行為を深く憂慮しており、来年は参拝をしないように要請致します。

日本国憲法第 99 条は、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員に憲法尊重擁護義務を課しています。

伊勢神宮は、1869 年の明治天皇の参拝から 1945 年の敗戦まで、国家神道の中心的存在でした。政府が宗教を利用し、国民の思想を統制した国家神道体制の負の歴史を背景に持つ宗教施設です。戦後、伊勢神宮は、全国に 8 万といわれる神社を包括する宗教法人神社本庁の「本宗」に位置しています。政府と特定の宗教との関わりを禁じる政教分離原則は、国家神道体制の再現を防ぐために定められた規定であり、それを無視することは厳に戒められるべきです。

日頃から自公政権の憲法違反を批判し、立憲主義を標榜している立憲民主党の代表である執行部が大挙して、憲法の大原則である政教分離原則を顧みず、伊勢神宮の参拝を繰り返すことは重大な問題です。「立憲民主」党の名にふさわしく憲法を尊重し、政党の立場として伊勢神宮への参拝をしないよう要請致します。

2020 年 12 月 10 日

日本キリスト教協議会 (NCC) 靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也